

# JFCC

## VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

財団と社会のコミュニケーション 今井 渉	1
キャノン財団：「理想の追求」 —その狙いと特徴について 近藤 智	2
助成財団の志 —「文化を支えた企業家たち」上梓の背景— 伊木 稔	4
助成財団の公益性と公正性(その1) 雨宮 孝子	6
資産・年間助成額ランキング	9
助成財団ニュース：新会員紹介 ／新役員紹介／深掘りセミナー開催	11
RA協議会第2回年次大会のご案内 ／ステップアップ研修交流会／会員募集 ／編集後記	12

関西財界の黎明期を拓いた五代友厚役の人気沸騰もあって最高の視聴率を上げたNHKの朝ドラ(連続テレビ小説)「あさが来た」は、まだ記憶に新しい。主人公の「あさ」は、実業家として活躍する一方、女性の社会での活躍に教育が大切と痛感し、女子教育に力を注ぎました。日本最初の女子大学設立をめざして私財を投じ、支持者を集めるために東奔西走し、志の実現のためにしゃにむに進む主人公が印象的でした。彼女の活躍に、女だてらに、とか女性に不要のことを、とか新聞が叩くシーンもあり、それをバネにさらに燃える姿にほれほれました。

サントリー文化財団は大阪にあります。サントリーも大阪で育まれた企業であり、いまま「利益三分主義」、「陰徳あれば陽報あり」といった関西の商人、町人の大切にしてきた考えが、CSRと言葉を変えても脈々と受け継がれています。こうした伝統の上にサントリー文化財団は設立されています。近江商人の行動哲学は「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」、WinWinの関係と表現されます。サントリーにも、近江商人にも、利益をえるだけでなく、商いを通じて社会とともにありたいという意志が感じられます。

「あさが来た」はNHK大阪放送局の制作です。だからではないですが、日本近代の黎明期、大阪・日本の将来を見据えた「あさ」たち大阪町人の日本経済、社会に果たした役割を評価し、彼らの、広く社会と共にあり、支援、貢献していく志、伝統を伝えてくれました。幕末の俊才を輩出した緒方洪庵の蘭学の私塾「適塾」や「懐徳堂」、中之島のシンボルである「公会堂」「図書館」などは、志ある市民に設立され、いまま大阪商人が学問、文化を支援し楽しんできた豊かな町の文化を感じさせてくれます。

大阪大学名誉教授の宮本又郎先生は、「大阪では、江戸時代から幕府はミニマムの負担しかせず、社会資本の整備、加えて文化・芸術の支援は町人

## 財団と社会のコミュニケーション

サントリー文化財団 専務理事 今井 渉



たち自らが行ってきた」、つまり「私」のすべきことこの概念が「公」の部分まで含んでいたと指摘されています。「経済力の果実としての文化・芸術の隆盛ではなく、むしろそうした努力、文化的、人的な支援が経済に繁栄をもたらした」ともいわれています。幕末から現代にいたるまで、関西の多くの商人、企業人が、病院、美術館などの施設を開設し、学生、研究者を支援する奨学財団や助成財団を設立してきました。西日本にある公益法人の交流と情報交換の場である「関西財団の集い」の顔ぶれを見ると、そうした伝統、志を今も感じさせてくれます。

朝ドラが伝えてくれた大阪、関西の町人の厚い「私」の志、サードセクターの先進地であったことは、まだまだ広く認知、理解されてないように思います。また、着実に社会のために活動し、それを知られることを特に望まない、まさに「陰徳」をつんでいる公益法人も多くあります。それはそれで大切な姿勢だと思います。しかし、今日、財政状況も厳しく、広く理解され、知られなければ、「陰徳」を「陽報」につなげ、事業を継続していくことも難しいのではないのでしょうか。

サントリー文化財団は、2019年に40周年を迎えます。この間、研究者とジャーナリズムのコミュニケーションの構築も大きなテーマとしてきました。学芸賞の贈呈、研究会の開催、機関誌の発行などを通じて、一部の新聞記者や、編集者には活動の目的、存在の意義は理解されたかと思いますが、まだまだ知られていないことを感じさせられます。毎年の限られた原資をより有効に使うためにも、その活動をより多くの方に知ってもらわねばならないと思います。そのため40周年を好機として、どのように様々なメディアを通じて、コミュニケーションの機会を創るか、人文社会系財団としての存在感を高めるか、同時に公益法人の理解の促進に少しでも貢献できるための手段は何か、財団を挙げてワイガヤの最中です。

# キヤノン財団：「理想の追求」 —その狙いと特徴について

一般財団法人 キヤノン財団 常務理事・事務局長  
近藤 智



一般財団法人キヤノン財団は、2008年12月1日、キヤノン株式会社の創立70周年を記念して設立されました。事務所はキヤノン株式会社下丸子事業所内にあります。

設立目的は、「科学技術をはじめとする幅広い学術および文化の領域における研究、事業、教育等に対して助成・支援を行うことによって、学術および文化の振興発展を図り、もって広く国民生活の向上と人類社会の繁栄に貢献すること」としています。また取り扱う事業は、研究助成、研究者の招聘や派遣に対する奨励金、褒賞等としました。事業は幅広く構えていますが、キヤノン財団では、まずは研究助成から活動をスタートすることとしました。

当時課題となったのが、どこに財団としての特徴を持たせるのか、すなわち研究助成という事業の中に“キヤノンらしさ”をいかに出すのかということでした。

キヤノン株式会社は、産業界において、技術で人類の幸福に貢献し続ける企業を目指し、人々の生活を豊かにする製品やサービスを提供し、成長してきた会社です。したがって、会社を育ててくれた産業界に対して、何かしらの恩返をするという意味から、「日本の強い産業を更に強化する、あるいは新たな産業を興すことによって経済発展を促すような科学技術分野にあって、基礎的、先駆的、独創的な研究を支援していくこと」をコンセプトの一つとしました。

またキヤノン株式会社は、「共生」を企業理念として掲げています。この理念のもと、文化、習慣、言語、民族などの違いを問わず、すべての人類が末永く共に生き、共に働き、幸せに暮らしていける社会を目指しています。そして、環境問題、資源問題等、共生を阻むさまざまな地球上の問題に対し、「共生」に根ざした企業活動を通じて、これらの解消のための取り組みを行っています。このことから、「人類が真に幸福な生活を永遠に営む為に、

人類の英知を深め、社会の理想を追求するような自然科学技術を核とした総合的な研究を支援すること」をもう一つのコンセプトとしました。

これら二つのコンセプトに対応して作られた研究助成プログラムが、それぞれ「産業基盤の創生」、「理想の追求」と名付けられたものです。自然科学分野に対して、二つの異なる切り口からの研究助成プログラムを持っていることが、キヤノン財団の特徴となっています。支援の対象は、公的資金が回りにくいところ（若手研究者、先駆的・萌芽的研究、地域活性）に重点を置くこととし、また助成金の上限を高く設定することで、高額な設備投資を伴うような新たな研究立ち上げや、大きなプロジェクトを支援できるようにしました。

今回ご紹介するのは、二つの研究助成プログラムの一つである「理想の追求」です。

「理想の追求」では、「Frontier、Welfare、Sustainability」の視点から、理想の社会を築く上でのキーワードとそれに基づいたいくつかのテーマをキヤノン財団が設定し、このテーマに対し、グローバルな視点から挑戦する先駆的で独創性のある「研究プロジェクト」を支援しています。テーマに対し、いかに全体構想が描けているのか、いかに本質的な課題の提案がされているのか、それを解決するために異分野融合チームによるグローバルな視点に立った提案がされているのか、がポイントとなります。

第1回募集（2009年）におけるキーワード（研究課題）は、「海に関する研究」としました。研究課題の設定には、理事長、選考委員を中心に議論を重ね、社会のビジョンと社会のニーズの視点から様々な案が出されましたが、食料問題、環境問題、資源問題など多くの課題が「海」に関係したものであったこと、人類の海洋に関する知識はそれほど深くはなく、次々に新しいことが発見されるな

ど、まだまだ未知な領域であったことが「海」が採用される理由となりました。またテーマとしては、海洋生物、海洋資源、気候変動等を設定しました。

「海に関する研究」は、結果的には5年間継続しましたが、テーマについては、社会情勢や応募状況等を鑑み、毎年見直しをかけながら進めてまいりました。採択数は年3～4件としているため、5年間で助成した研究は計18件となり、その内容も、海洋生物、海底資源、魚類資源、気候変動、水中文化遺産、海洋シミュレーションなど、多岐に渡りました。また毎年夏に開催している「理想の追求」シンポジウム（写真）では、研究終了後（研究期間は3年）の成果発表だけでなく、研究中間報告や、その年に着手したばかりの研究の紹介等、研究1年目から研究が終了した研究者まで、各年度毎に採択された研究者が一堂に会する場となっており、「海」に関する研究者同士の横のつながりを形成する機会にもなっています。



「海に関する研究」の募集を5年間継続したこともあって、2014年からは新たな研究課題に切り替えることとしました。新たな課題を設定するに当たっては、人類の永続的繁栄を最上位の目的に掲げ、そのための生活の質の向上に関する事、地球規模の問題解決に関する事などの観点から検討を重ね、最終的には「食に関する研究」を研究課題として設定しました。当時世界的にも「和食」がクローズアップされていたこと、食の安全性や飢餓問題など、「食」は人々の暮らしに最も密接であるがゆえ、多くの深刻な課題を抱えていることが理由となりました。

「理想の追求」では、前述のようにグローバルな視点から挑戦し、先駆的で独創性のあるプロジェクト型の研究を支援していますが、「食」に切り替えた2014年の応募では、応募数は「海」に比べ1.8倍程度に増え、多くの研究者が「食」に携わっていることはわかったものの、個々の応募内容は、狭い範囲の個別研究が多く、「理想の追求」

の期待水準には届かないものが多数を占める結果となりました。これを受け、2015年の募集からは、「食に関する研究」のテーマを、「飢餓と飽食」、「食の安全保障」、「第6次産業化」など、より明確にその意図を伝え、大きな視点での応募が集まるよう工夫をしたところ、期待水準に届くような多くの応募が得られるようになりました。

このように、上位の“キーワード（研究課題）”を「海」や「食」など抽象度を高めることで対象となる研究の幅を確保しつつ、キヤノン財団の課題認識を具体化した2階層目の“テーマ”を組み合わせ、柔軟に軌道修正できる仕組みは、今までのところうまく機能しているようです。

「食に関する研究」の募集は、今年で3年目となります。去る7月中旬で応募を締め切りましたが、おかげさまで、今年も昨年以上の数多くの応募をいただくことができました。これから書面審査に入ります。研究課題は、「海」や「食」というシンプルなものであっても、応募いただく研究は幅広い学術範囲からのものとなり、選考委員の皆さまには、毎年かなりの御苦勞をおかけすることとなっています。今年も数多くの応募の中から、素晴らしい研究が選ばれることを期待したいと思います。

キヤノン財団は、これからも「理想の追求」において、人々に驚きや喜び、また行動の変化をうながすような、大きなインパクトを与えられる研究を支援し、活動を継続してまいりたいと考えています。

### 【あとうがき】

「理想の追求」では、取り扱うテーマが公共性の高いものとなることもあり、キヤノン財団のアウトリーチ活動として、その研究成果を一般向けの書籍（キヤノン財団ライブラリー）として発行することとしました。まだ緒についたばかり活動ですが、現在までに写真に示すように「海に関する研究」から2冊発行されています。



# 助成財団の志

## —『文化を支えた企業家たち』上梓の背景—



大阪商業大学総合経営学部特任教授・  
商業史博物館館長

伊木 稔

### 1. はじめに

今春、拙著『文化を支えた企業家たち』（ミネルヴァ書房）を出版した。主に関西の事例を中心に、わが国における民間公益活動の歴史を概観し、その中で貴重な役割を果たした商人・企業家・経営者たちをピックアップし、彼らのバックボーンとなった社会貢献への思い・志を探究したものである。

同書のあとがきにも記したが、筆者の財団活動への関わりは、9年間務めたサントリー文化財団での経験が基盤となっている。サントリー文化財団は、サントリーの2代目社長佐治敬三が設立した企業財団であり、助成・表彰・調査研究の三事業を行う助成財団である。民間財団は規模の大小にかかわらず、それぞれに独自の社会貢献の思い・志を持って、設立され活動している。サントリー文化財団も例外ではなく、創設の思い・志を原点に、いかに社会的に有意義な助成事業を推進するかを使命として活動を続けてきた。以下にその特色を述べて、助成財団の社会的役割を考える際の一助としたい。

### 2. 財団創設の志

サントリー文化財団は1979年、サントリー創業80周年記念事業の一環として設立された。それまでにも佐治敬三の発案で、1946年に食品化学研究所（現サントリー生命科学財団）、1961年にサントリー美術館（現サントリー芸術財団）、1969年に鳥井音楽財団（現サントリー芸術財団）が発足していた。

新しく財団をつくるにあたっては、これら既存の科学・技術や芸術活動への助成以外の分野が望ましい。奨学財団も世の中には多数存在していた。80年代、高度経済成長後の日本の針路を示唆する「文化の時代」「地方の時代」といった課題への挑戦に資するため、人文・社会科学分野と文化活動分野への支援をおもな対象とすることが財団設立の「サムシング・ニュー」であった。

設立当初から財団運営の中心的役割を果たしていただいた山崎正和先生により、研究助成、海外出版助成、学芸賞、地域文化賞という四つの柱となる事業が設定され、学際性・国際性・地域性を重視して活動することをモットーとしてスタートした。こうした当初の考え方は、30数年を経た今日も当財団の根幹として継続されている。

### 3. 開かれた財団をめざして

当初、基本財産額も助成金総額もそれほど大型とは言えないサントリー文化財団の存在意義は、財団というよりもむしろ「人団」だと自負していた。その意味では、

学芸賞・地域文化賞という二つのユニークな顕彰事業が要となった。

学芸賞は人文・社会科学分野の若手人材を発掘し、地域文化賞は全国各地の優れた文化活動に光を当てるもので、いずれも当時はあまり例のない賞であった。「賞の値打ちは受賞者で決まる」ということで、選考には手間ひまをかけ、選考委員の先生方には多大な情熱とエネルギーを注いでいただいた。地域文化賞の候補者選びでは、全国各地の新聞社・NHKの各地放送局に協力をいただいた。両賞とも、予期以上の成果を挙げたのは、顕彰の趣旨・社会的意義を学界・報道の方々に理解・賛同していただいたおかげだと思っている。

「人団」としての活動は、受賞者とのご縁を大切に、受賞後のフォロー・支援にも力を入れることが一つのポイントである。学芸賞や研究助成対象の若手研究者の活躍の場を提供するために、雑誌『アステイオン』を発刊したり、財団主催の学際的研究プロジェクトを企画したり、さまざまなテーマでシンポジウムやフォーラムを公開実施したりして、結果を世に問うた。いわば、財団を一つの開かれたサロンとして、“知と文化の交流型ネットワーク”が年々広がっていった。受賞者相互の専門の壁、地域の壁、世代の壁を超えた交流が新しい成果を生み、ひろく社会にも情報発信を行った。一方財団にとっては、こうした活動を通じて言わば「人的基本財産」が年々豊かに蓄積されたのは、大きなプラスであった。

### 4. 事務局の連携

1970～80年代は高度成長後の豊かな時代を反映して、民間助成財団も数多く設立された。こうした財団同士の相互啓発・連携をはかるため、東京に公益法人協会や助成財団資料センターが発足した時期でもあった。

当時財団運営の問題としては、①主務官庁による個別の細かい監督・指導と②公益法人をめぐる税負担が、公益活動を推進する上でのネックとなっていた。そこで、公益法人協会や同じ大阪の日本生命財団とも連携して、税・財政の学者・専門家の協力を得て「公益法人税制研究会」を立ち上げ、その成果を1986年に『公益法人の活動と税制』（清文社）として発表した。この時の経験が、われわれ事務局スタッフにとって、「特定公益増進法人制度」の導入や、後の「公益法人制度改革」につながる公益法人全体の発展に目を向ける契機にもなった。そして関西でも、財団相互の交流や協力の機運が醸成された。

一例を挙げれば、86年に日本生命財団とサントリー文



## 目次

序章	文化を支えた人々——商人・企業家・経営者
第1章	民間公益活動の先駆者たち
1	公益活動の源流
2	民間公益活動の萌芽
第2章	近世商人が支えた学問・文化
1	江戸時代の学問・教育
2	町人学問の興隆
3	大坂商人と日本のフィランソロピー
第3章	近代企業家の文化・社会活動
1	近代初期における経済界リーダーたちの公共・公益活動
2	近代企業家の医療・福祉分野での社会貢献
3	学問・教育分野への支援活動——近代企業家の志を育んだもの
第4章	現代企業の文化・社会貢献
1	フィランソロピーからCSRまで
2	「利益三分主義」の志——鳥井信治郎と佐治敬三
3	企業博物館という文化・社会活動
終章	志が支えるもの——「民からの公共」から「民による文化」へ

伊木 稔著

ミネルヴァ書房

2016年3月28日発行

本体3,500円+税



化財団の呼びかけで、「関西財団の集い」という財団事務局スタッフの勉強会を兼ねた交流会が生まれた。当初は関西地区の有志10財団ほどでスタートしたが、今では50以上の団体が参加し、年に数回公益法人を取り巻く課題や財団運営のノウハウなど、共通の関心事について、情報交換したり、研鑽を重ねたりして、スタッフ間の交流を深めている。

## 5. 交流型ネットワークと財団スタッフの役割

多くの財団は、助成・表彰事業の遂行から法人事務全般にいたるまで多岐にわたる仕事を、少数の事務局スタッフでこなさなければならない。そのためにも、お金だけでなく、外部の知恵や力をいかに活用するかが鍵となる。

サントリー文化財団の場合、企業財団という性格上、設立者であり出捐者であるサントリーという企業のバックアップは言うまでもない。また、評議員・理事・監事ははじめとして、助成や顕彰のための選考委員、研究プロジェクトの企画や学芸誌『アステイオン』の編集に関わる先生方など、多岐にわたる専門の方々への尽力を仰がなければならない。すでに述べたように、各賞の受賞者・被助成者とのアフターのフォロー・交流も欠かせない。マスコミ等の報道関係や「同業の」公益法人、時には行政との付き合いも必要になる。

いわばこれら「財団のステークホルダー」の方々には、財団の応援団になってもらうことが、公益性の証であり、事務局の大切な務めと言っても過言ではない。

例えば、全国各地における優れた文化活動に光を当てるサントリー地域文化賞は、財団創設以来の看板とも言える顕彰活動である。地方の活性化に貢献する文化活動を全国的レベルで表彰することは、当時他にほとんど例がなく、地域文化振興を促すものとして、年を追うごとに各界から注目され歓迎された。

候補者選び・現地調査・選考の段階から記者発表・贈呈式・受賞者の交流会に至るまで、すべてのプロセスに事務局スタッフに関わることによって、それぞれの局面でご縁のできた外部の方からこの事業の社会的役割・公益性を教えられ、やりがいを実感することができた。当初は、5年ほどで種が尽きるとも言われた賞の候補者は、減ることはなく、むしろ新しい文化活動を生む刺激ともなり、今日に至るまで地域文化の輪を全国に広げている。初代選考委員長の梅棹忠夫先生は、「一文の得にもならんことに、夢中になる人間たち」の多さに、日本の地域文化の底力と顕彰の意義を指摘しておられた。

地域文化賞は一例であるが、どんな助成事業も奨学事

業もそれぞれに公益性を目指しているはずである。たとえば、外国人留学生への奨学事業であれば、単に奨学金を支給するだけではなく、留学生へのキメの細かい接し方・日本での勉学や生活への配慮・帰国後のフォローなどにより、民間らしい心のこもった支援活動が可能となり、国際交流にも貢献することになる。直接奨学生と接する財団スタッフの役割は大きいといわねばならない。

## 6. つねに原点を踏まえて

このたび『文化を支えた企業家たち』上梓にあたって、民間公益活動の歴史を振り返り改めて考えたことは、助成財団に限らず、公益法人にとっていかに創設時の思い・志が大切かということである。今般の公益法人改革は、大きな流れとしては民による公益活動を促すものと期待されるが、個々の財団・社団法人にとっては、必ずしもプラスの側面ばかりではなく、厳しい点も多く指摘されている。移行にあたっては、公益か一般法人かという選択で悩んだ法人も少なくない。

しかしながら、この改革の大波に直面し、多くの法人が今後の進路を見定めるために、法人自身の使命を改めて確認・検討し、「雨降って地を固める」機会とした法人も少なくない。多くの社団・財団法人の方々から、その判断のよりどころとなったのは、法人創設の理念・志であるということをおうかがった。

「世のため人のため」に始めた公益活動の原点に立ち返って、これからの時代に求められる貢献活動をいかに推進するかが重要であって、法人の体制や事業の選択は、とりまく環境の中で、本来の目的に照らして柔軟に対処すればよいという考えである。

公益法人にとって、この点は特に重要であり、役員から事務局スタッフにいたるまで財団の事業に関わるすべての関係者が、法人設立の志を共有し、社団でも財団でもなく「人団」として、さまざまな人のつながりを大切にし、人々の共感を得ながら誇りをもって活動をするなら、真の「公益法人」としていつの世も存在価値を失うことはないだろう。

## プロフィール

1968年京都大学経済学部卒業、サントリー株式会社経営企画部長、財団法人サントリー文化財団専務理事を経て、現在、大阪商業大学総合経営学部特任教授・商業史博物館館長。

# 助成財団の公益性と公正性(その1)



前内閣府公益認定等委員会委員長代理  
雨宮 孝子

## 1. はじめに

私は、2007年4月1日から16年4月21日まで、内閣府公益認定等委員会の委員として公益法人の認定や監督等の仕事に従事し、1期から3期の終了まで非常勤委員1年半を含め9年間、特別公務員として官の立場から公益法人に接することができた。それまでは、(公益財団法人)公益法人協会の専門委員として設立・運営の相談や研究に、(公益財団法人)助成財団センターでは創設の一員に加わり、明治学院大学大学院法務職研究科教授として、民法、NPO法、信託法などを担当し、民間の立場から公益法人やNPO法人、公益信託にかかわり、幸い公益法人の状況を民の立場と、認定・監督等については官の立場の双方から見ることができた。

基本的に、助成財団は、社会のために必要な研究や活動等を行う研究者および市民活動団体等に助成することによって不特定多数の者の利益の増進に寄与している。国では助成できない分野や、将来必要となると思われる分野の研究に対し、出捐者の高い志に基づいて継続的に支援することによって大きな成果も期待される助成財団の公益性については問題があるとの指摘は少ないように思える。しかしながら本当にそうであろうか。新たな公益法人制度改革では、法律により、公益目的事業の定義が明らかにされ、公益認定基準も具体的に規定され、さらには公益性の事実認定等のガイドラインも明らかにされた。また08年12月1日から13年11月30日までの移行期間も終了し、既存の公益法人の公益認定、一般法人への移行認定、公益法人の不認定、一般法人の不認可、認定取消し等、あたかも裁判の判決に類似するような事例の積み重ねも出てきている。これらの事例等から、改めて助

成財団の公益性に言及し、併せて公益性を判定する場合の公正性(誰から見てもフェアであるという意味)について考えるところを述べてみたい。公益性の判断基準の規定はかなりの数に上るので、紙幅の都合上、4点に絞って記載する。収支相償など残りの判断基準は別稿(その2)に譲る。

## 2. 助成財団の公益目的事業

### 1) 公益目的事業の定義

助成財団とは言うまでもなく、助成、表彰、奨学金等の事業を行う財団法人のことであるが、助成事業を行うのは財団法人だけでなく、社団法人、公益信託、社会福祉法人、企業などもある。ここでは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)」にかかる財団法人と社団法人を対象とする。

改正前民法34条では、公益性の例示として「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教」を挙げているだけで、具体的な公益目的事業については何ら規定がなかった。実際は、当該法人が行う事業を所管する役所の自由裁量で公益性が判断され、公益法人の設立が許可されていたともいえる。

08年12月に施行された「認定法」の2条4項には、公益目的事業として、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と規定されている。別表各号には次の23項目が掲げられている。①学術及び科学技術の振興、②文化・芸術の振興、③障害者・災害被害者等支援、④高齢者の福祉増進、⑤就労支援、⑥公衆衛生向上、⑦児童・青少年の健全育成、⑧勤労者福祉向上、⑨教育・スポーツ、⑩犯罪防止・治安維持、



⑪事故・災害防止、⑫人種等差別の防止・根絶、⑬思想良心等の自由尊重、⑭男女共同参画社会等より良い社会の形成、⑮国際相互理解の促進、⑯環境保護、⑰国土の利用・保全・整備、⑱国政の健全な運営の確保、⑲地域社会の健全な発展、⑳経済活性化・国民生活安定、㉑エネルギー等の安定供給、㉒消費者利益の擁護等、㉓政令で定めるものである。ただし23番目の政令はまだ定められていないので、実際は22項目である。この22の公益目的の1つまたは複数の目的が法人の事業として定款に掲げられていることがまず必要である（これをAとする）。さらに各公益目的事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものでなければならない（これをBとする）。つまり、公益目的事業を判断する場合は、AであってかつBでなければならないということである。

## 2) 不特定多数の利益とは

このBの不特定多数とはどういう意味であろうか。公益認定等委員会では、受益者が特定多数である場合や受益者が少数の場合、どのように考えるべきか議論になることが多い。つまり、受益者が特定の場合、基本的には公益ではなく共益ということができる。特定の学校の在学生への奨学金支給の場合、その学校への入学の機会が不特定多数の者に開かれていることを考慮すれば特定の学校の在校生への奨学金支給は公益性があると認定することができる。公益目的事業とする認定は合理的であり、公正といえる<sup>(注1)</sup>。また、受益者が特定の範囲に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を介して社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶと判定することもできる。また、受益者が世界中でまだごく少数の特殊な病気にかかっている場合、その病気の治療に関する研究助成は、現時点で受益者が少数であっても、その事業の性質から利益の及ぶ範囲は広がる可能性は十分考えられるので、不特定多数の者の利益に資すると考えてよいと思われる<sup>(注2)</sup>。これらの事実認定は国及び都道府県に設置された公益認定機関が判断する。助成財団ではないが、公益か共益かを判定した神奈川県事例がある。まちづくりに関する一般社団法人横浜みなとみらい21の公益認定に際し、まちづくり調整事業そのものの公益性を否定するものではないが、この

事業によって直接的に享受される利益は、地権者である申請法人の社員の利益であって、公益目的事業とは言えないとした（10年8月26日神奈川県公益認定等審議会答申）事例である。国及び都道府県による公益認定のはじめの不認定事例である。不認定理由書にはまちづくり調整事業の公益性を否定するものではないが、直接受益を受ける者は当該地域の地権者である申請人の社員であり、地域が整備されることにより反射的に利益を受ける者が多数いてもそれをもって公益事業と認定することはできないとした。答申書の中で直接受益者と反射的利益と同義語としての間接受益者が重層化していると記述されていたのは興味深い<sup>(注3)</sup>。公益と共益の明確な境界線はない。

## 3. 公益法人の認定基準

認定法では、公益認定申請をした一般社団法人及び一般財団法人が、公益認定を受ける場合、認定法5条に具体的な公益認定基準18項目が規定されている。公益認定を受けるにはこれらをクリアしなければならない。ついでながら、公益認定を受けた後、変更認定を受ける場合もこの認定基準に合致していなければならない（認定法11条4項で5条を準用）。具体的には、法人の目的、事業の性質、内容に関するもの、法人の財務に関するもの、法人の機関に関するもの、法人の財産に関するものなど18項目がある。その中で本稿では、(1)公益目的事業を行うことが主たる目的であること、言い換えれば公益目的事業の費用ベースで比率が50%以上であること（1号、8号）、(2)公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること（2号）、(3)社員、理事等、当該関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと（3、4号）、(4)法人の財産について、議決権の50%を超える株式を保有していないこと（15号）、以上4点についてのみ述べる。

(1)については公益法人の事業としては公益目的事業を行うことが主たるものでなければならないという意味である。定款に記載がない事業や目的に根拠のない事業は公益目的事業として認められない。公益法人の役員になった場合、法人の定款をぜひ熟読してほしい。

(2)の意味するところは、公益法人はその設立目的達成のため、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業

を行う必要があり、そのために経理的基礎及び技術的能力が必要であるということで、当然の規定でもある。必ずしも公認会計士や税理士がいなければならないというわけではない。助成財団の場合、役員に助成対象になっている研究の内容を熟知している専門家がいなければならないという意味でもない。チェックポイントのように選考委員が公正に関与しているなど適切に事業運営ができ、財産管理がなされる必要があるという意味である。具体的な事例では、法人内部の横領事件、補助金の不適正経理が発覚した場合に、経理的基礎に問題ありとして、報告徴収から勧告まで行われたケースが少なからずある。

(3)社員、理事等、当該関係者や営利事業者などに特別の利益を与えない(3、4号)。公益法人は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、特定の者に特別の利益を与えることを目的にすることは公益と認められないのは当然である。最近、公益認定の取消しがなされた公益財団法人日本ライフ協会(16年3月18日認定取消し)は高齢者のために見守り事業を行っていたが、高齢者から預かっていた預託金を流用し、流動資産が不足し、最終的には認定取消しになった。新聞にも大きく報道されたのでご存知の方も多いことであろう。公益財団法人の理事長が、NPO法人の理事長も兼ねていて、当該NPO法人の赤字補填のための貸付を行っていた事実が見つかり、「特別の利益」の規定に抵触する可能性があったので、報告徴収を行った。結局、NPO法人は銀行から融資をしてもらい、公益財団法人からの借入を返済したとの報告がなされたが、その融資には、公益財団法人の預金を担保に差し入れていた。

企業財団に見られるケースでは、企業が出捐した公益法人と、企業自体が行っている社会貢献活動の関係を同一に扱い、公益法人をあたかも企業の子会社のように説明しているのは残念である。最近、企業の設立記念として新しく一般財団法人を設立し、公益認定を申請してくるケースも少しずつ出てきている。その多くが企業の目的と関連する研究に助成するものである。そのことが問題というわけではない。企業の一室を事務所とし、企業の出向者が事務局を担い、選考委員の一部に企業の役員が複数入っており、管理費を節約し、できるだけ助成事業費に出したいとの説明がなされる。一般財団法人の形

で公益的事業をする場合、企業の中で小規模で、経費をかけずやることは確かに合理的である。しかしながら企業と公益法人は別の法人格であるので、独立性を高めておかないと法人のガバナンスに問題が出てくる可能性がある。企業の中に公益法人を置くことは法律上違反ではないが、たとえば企業の研究所と公益法人の研究所等を共通で使用している場合、企業と公益法人の使用方法を明確に分けておく必要がある。選考委員については、個別の選考にあたって直接の利害関係者を排除する規定を設けることがチェックポイントで要求される。指定校の奨学金の選考にあたって指定校の関係者は排除すべきであろう。

(4)法人の財産について、議決権の50%を超える株式を保有していないこと(15号)。最近この規定を利用して、企業のオーナーが保有している株の50%までなら公益認定できることを逆手にとって、節税対策、株主安定工作に有利であるとする。この規定は公益法人が実質、営利法人を支配することにならないための制限である。そこで議決権なしの株式であればよいとの見解もある<sup>(注4)</sup>。法律に違反はしていないかもしれないが、公正性の問題が残る。

(注1) 新たな公益法人への移行等に関するよくある質問 (FAQ) 問IX-⑨。

(注2) 新公益法人制度研究会編著「一問一答公益法人関連三法」194頁参照。

(注3) 共益目的と公益目的については、能見善久「新公益法人制度と公益認定に関する問題」ジュリスト1421号29頁以下参照。

(注4) 内閣府公益認定等委員会「公益認定等に関する運営について(公益認定等ガイドライン)平成20年4月(25年1月改定)」20頁。

## プロフィール

雨宮孝子(あめみやたかこ)

1968年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、1973年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了、2004年～2008年明治学院大学大学院法務職研究科教授(専門は民法(公益法人、NPO法人、家族法)、信託法)2007年内閣府公益認定等委員会非常勤委員、2008年同委員会常勤委員、2010年～2016年同委員会委員長代理。現在、(有)T's総合研究所所長。

主要著書:堀田力・雨宮共編著『NPO法コンメンタール』、山岡義典・雨宮共著『NPO実践講座(新版)』など。

## 資産総額上位100財団(2014年度—2013年度との比較)

				(単位:千円)			
2014	2013	財団名	資産総額	2014	2013	財団名	資産総額
1	-	日本財団	294,392,159	50	48	大塚敏美育英奨学財団	17,620,118
2	2	武田科学振興財団	121,809,378	51	45	本庄国際奨学財団	17,569,949
3	1	上原記念生命科学財団	119,932,010	52	43	大分県市町村振興協会	16,818,329
4	4	稲盛財団	110,842,690	53	62	岩谷直治記念財団	16,698,355
5	6	中谷医工計測技術振興財団	92,674,544	54	50	発酵研究所	16,349,831
6	5	博報児童教育振興会(博報財団)	92,400,017	55	46	LIXIL住生活財団	15,627,811
7	3	笹川平和財団	88,117,927	56	56	立石科学技術振興財団	15,592,509
8	-	鉄道弘済会	71,897,438	57	-	青山財団	15,547,588
9	9	ロームミュージックファンデーション	70,982,191	58	49	車両競技公益資金記念財団	14,813,321
10	-	東京都都市づくり公社	64,249,335	59	96	野田産業科学研究所	14,340,751
11	-	JKA	61,447,098	60	67	スルガ奨学財団	14,250,035
12	-	北海道市町村振興協会	58,794,862	61	53	ミズノスポーツ振興財団	13,721,970
13	-	埼玉県市町村振興協会	50,525,085	62	52	吉田育英会	13,261,616
14	18	小野奨学会	49,313,254	63	82	天田財団	13,233,521
15	13	神戸やまぶき財団	48,550,564	64	65	伊藤謝恩育英財団	12,976,596
16	8	ヒロセ国際奨学財団	46,949,623	65	51	鈴木謙三記念医科学応用研究財団	12,866,573
17	7	福武財団	44,617,049	66	54	放送文化基金	12,674,660
18	14	新技術開発財団	43,442,342	67	55	秋田県育英会	12,604,811
19	12	木下記念事業団	42,153,235	68	61	野口研究所	12,515,473
20	11	トヨタ財団	42,089,649	69	68	電気通信普及財団	12,249,484
21	-	香雪美術館	41,637,992	70	58	沖縄県国際交流・人材育成財団	12,009,628
22	10	上月財団	39,495,982	71	63	三菱UFJ信託奨学財団	11,993,905
23	19	吉田秀雄記念事業財団	39,213,289	72	59	地域総合整備財団(ふるさと財団)	11,695,941
24	20	電通育英会	36,457,007	73	87	池谷科学技術振興財団	11,534,851
25	34	内藤記念科学振興財団	35,442,047	74	60	ニッセイ財団(日本生命財団)	11,483,016
26	25	セコム科学技術振興財団	35,362,201	75	74	佐藤陽国際奨学財団	11,371,518
27	17	日本教育公務員弘済会	33,630,760	76	72	新技術振興渡辺記念会	11,071,769
28	24	岡田文化財団	31,394,798	77	66	野村財団	11,058,340
29	29	村田学術振興財団	30,918,668	78	64	木口福祉財団	11,019,496
30	21	交通遺児育英会	30,863,143	79	70	国際花と緑の博覧会記念協会	10,841,159
31	47	高橋産業経済研究財団	30,024,612	80	76	榎山奨学財団	10,734,712
32	22	平和中島財団	29,080,485	81	71	古岡奨学会	10,595,279
33	26	旭硝子財団	28,894,404	82	73	清水基金	10,277,180
34	44	飯島藤十郎記念食品科学振興財団	27,754,036	83	69	角川文化振興財団	10,220,000
35	35	小林国際奨学財団	26,874,674	84	-	サントリー芸術財団	10,168,622
36	15	日揮・実吉奨学会	26,238,103	85	77	セゾン文化財団	10,153,968
37	27	東日本鉄道文化財団	25,228,000	86	-	新井科学技術振興財団	10,074,505
38	31	三菱財団	24,359,902	87	75	日本音楽財団	10,054,064
39	42	テルモ生命科学芸術財団	23,784,584	88	79	中富健康科学振興財団	10,017,769
40	30	持田記念医学薬学振興財団	23,422,134	89	78	日本建設情報総合センター	10,015,249
41	36	松下幸之助記念財団	22,836,188	90	83	飯塚毅育英会	9,939,283
42	28	住友財団	22,719,150	91	-	ヤマト福祉財団	9,920,646
43	41	国際科学技術財団	21,876,758	92	-	ちば県民保健予防財団	9,737,470
44	57	マブチ国際育英財団	21,581,884	93	84	ユニオンツール育英奨学会	9,645,098
45	33	中島記念国際交流財団	20,816,951	94	-	カスタロロジー研究振興財団	9,574,646
46	-	関西・大阪21世紀協会	20,732,800	95	80	高松宮妃癌研究基金	9,531,133
47	38	神奈川県社会福祉協議会	19,081,536	96	-	小笠原科学技術振興財団	9,460,019
48	37	医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構	18,270,181	97	-	川野小児医学奨学財団	9,129,656
49	40	日本食肉協議会	17,929,241	98	-	鹿島学術振興財団	8,784,745
				99	-	中董奨学会	8,738,794
				100	85	京都私学振興会	8,684,134

注)2013年度の順位が入っていないものは、①データの提供がなかった、②100位以下であった、のいずれかである。

※ なお、笹川平和財団は2015年4月1日に一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団と合併、合併時の資産総額は、1,426.16億円となっている。

年間助成額上位100財団(2014年度) — 2013年度との比較

(単位:千円)

2014	2013	財 団 名	年間助成額	2014	2013	財 団 名	年間助成額
1	-	日本財団	21,922,568	51	77	かがわ産業支援財団	243,488
2	1	大阪府育英会	4,683,747	52	53	清水基金	228,200
3	2	日本教育公務員弘済会	4,345,507	53	-	博報児童教育振興会(博報財団)	226,913
4	-	JKA	4,069,106	54	74	在宅医療助成 勇美記念財団	225,302
5	3	にいがた産業創造機構	2,353,051	55	56	野村財団	217,843
6	5	武田科学振興財団	1,774,498	56	55	日本科学協会	214,541
7	4	鹿児島県育英財団	1,647,352	57	59	小林国際奨学財団	213,790
8	-	北海道高等学校奨学会	1,643,487	58	63	稲盛財団	211,500
9	-	京都産業21	1,349,510	59	57	大塚敏美育英奨学財団	209,250
10	6	三菱商事復興支援財団	1,204,950	60	73	かごしま産業支援センター	207,120
11	7	上原記念生命科学財団	1,201,700	61	61	三菱UFJ信託奨学財団	206,953
12	-	沖縄観光コンベンションビューロー	1,126,046	62	64	ニッセイ財団(日本生命財団)	204,148
13	9	秋田県育英会	1,085,416	63	47	富山県新世紀産業機構	199,856
14	10	ロータリー-米山記念奨学会	1,040,340	64	72	村田学術振興財団	199,320
15	11	沖縄県国際交流・人材育成財団	1,034,488	65	65	ロータリー-日本財団	197,687
16	12	交通遺児育英会	948,550	66	83	船井情報科学振興財団	196,655
17	13	大分県奨学会	854,269	67	54	がん集学的治療研究財団	196,129
18	15	日本国際教育支援協会	742,730	68	43	ロームミュージックファンデーション	195,490
19	-	トヨタ・モビリティ基金	740,000	69	60	電通育英会	192,355
20	26	笹川平和財団	697,651	70	-	とくしま産業振興機構	191,416
21	8	むつ小川原地域・産業振興財団	661,123	71	-	北海道市町村振興協会	191,240
22	17	交流協会	599,042	72	52	臨床研究奨励基金	185,638
23	19	内藤記念科学振興財団	553,712	73	78	三重県産業支援センター	185,475
24	14	日本ユネスコ協会連盟	499,556	74	81	本庄国際奨学財団	181,905
25	22	新技術開発財団	475,746	75	71	ミズノスポーツ振興財団	178,584
26	25	小野奨学会	461,096	76	76	車両競技公益資金記念財団	175,810
27	23	住友財団	447,558	77	16	大分県市町村振興協会	173,678
28	20	島根県育英会	405,213	78	58	わかやま産業振興財団	172,965
29	-	鉄道弘済会	403,406	79	-	横浜市社会福祉協議会(横浜市ボランティアセンター)	172,078
30	24	似鳥国際奨学財団	403,345	80	67	毎日新聞東京社会事業団	169,439
31	18	企業メセナ協議会	401,822	81	45	いわて産業振興センター	167,233
32	41	日本食肉協議会	400,709	82	62	北海道中小企業総合支援センター	167,088
33	28	喫煙科学研究財団	399,000	83	-	中谷医工計測技術振興財団	162,186
34	37	日揮・実吉奨学会	397,928	84	66	吉田育英会	161,191
35	27	発酵研究所	396,798	85	70	日本鉄鋼協会	160,370
36	35	セコム科学技術振興財団	396,500	86	79	北陸瓦斯奨学会	160,355
37	31	中央競馬馬主社会福祉財団	386,344	87	75	伊藤国際教育交流財団	159,883
38	69	みちのく未来基金	378,535	88	86	古岡奨学会	159,710
39	30	旭硝子財団	375,000	89	80	地域総合整備財団(ふるさと財団)	159,446
40	32	三菱財団	370,000	90	21	日本腎臓財団	156,729
41	33	トヨタ財団	362,900	91	94	東京生化学研究会	154,780
42	34	朝鮮奨学会	353,230	92	50	日本国際協力財団	154,094
43	42	持田記念医学薬学振興財団	323,500	93	68	日本糖尿病財団	152,357
44	36	平和中島財団	313,156	94	87	飯島藤十郎記念食品科学振興財団	151,750
45	29	日本ワックスマン財団	308,433	95	90	図書館振興財団	150,737
46	44	キャノン財団	306,000	96	-	埼玉県市町村振興協会	150,393
47	39	栃木県育英会	299,476	97	-	中内力コンベンション振興財団	146,803
48	49	ヒロセ国際奨学財団	296,690	98	-	鈴木謙三記念医科学応用研究財団	146,000
49	46	中島記念国際交流財団	278,325	99	84	東レ科学振興会	145,000
50	48	セブン-イレブン記念財団	268,426	100	-	世界遺産賀茂御祖神社境内社の森保存会	140,530

※ なお、笹川平和財団は2015年4月1日に一般財団法人シップ・アンド・オーシャン財団と合併、同財団との年間助成額合計は、8.75億円となる。

# 助成財団 ニュース News

## 新入会員財団のご案内

### 法人会員

公益財団法人JFE21世紀財団  
(理事長:林田 英治 所在地:東京都千代田区)

一般財団法人非営利組織評価センター  
(代表理事:太田 達男 所在地:東京都港区)

Yahoo! 基金  
(理事長:宮坂 学 所在地:東京都港区)

一般財団法人柳井正財団  
(代表理事:柳井 正 所在地:東京都港区)

公益財団法人中谷医工計測技術振興財団  
(理事長:輕部 征夫 所在地:東京都品川区)

新任評議員・役員

新評議員



雨宮 孝子

P.8を参照

新理事



太田 健

慶應義塾大学卒業後、昭和59年キリンビール株式会社に入社、平成25年同社CSV本部CSV推進部主幹を経て、平成27年10月より公益財団法人キリン福祉財団副事務局長、平成28年6月より同財団常務理事・事務局長。

新監事



高谷 忠嗣

米国コーネル大学国際開発学修士修了後、昭和58年宗教法人立正佼成会に入職、平成13年財団法人庭野平和財団へ出向、平成27年6月より同財団専務理事。

## 助成財団“深掘りセミナー”を開催

去る6月30日に第1回目の「深掘りセミナー」をセゾン文化財団の森下スタジオをお借りして開催いたしました。

このセミナーは、個々の助成財団の活動を深く掘り下げる(じっくり聴いて、しっかり考える)ことにより、参加者各々が、これからの助成財団等の組織及び助成事業のあり方を考え、実践していくための一助となることを目的として当センターが本年度より新たに企画・実施するものです。

今回は、前号で紹介した公益財団法人セゾン文化財団常務理事片山正夫氏の『セゾン文化財団の挑戦-誕生から堤清二の死まで』(発行・書籍工房早山)を基に、片山氏が同書をまとめるにあたって気づかされたという「助成とは何か、そして民間助成財団はなにを成すべきなのか」という根源的な問いについてじっくりと話をうかがいました。中でも、助成財団とは、助成を通じて①助成先・コミュ

ニティに成長・革新を促すと同時に、②新しい価値・方法を社会に問うことが重要な役割である。そのためにも、「独自性」のある事業開発が大事である、といったご指摘には、同氏の財団と助成に対する高い志と熱い思いも感じられ、大変説得力のある内容でした。

当日は、定員を超える23名の参加を得、活発な質疑応答等も行われました。

なお、第2回は秋山記念生命科学振興財団・理事長の秋山孝二氏をお招きし、9月29日に都内にて開催を予定しています。詳細はファクス、JFCサイト等にてお知らせいたしますので、ぜひご参加ください。





## RA協議会第2回年次大会開催のご案内

### 開催日時

平成28年9月1日(木)、2日(金)

### 開 場

福井県AOSSA  
(福井市地域交流プラザ、福井県県民ホール)

本大会では、「URAシステムの高度化による科学技術イノベーションへの貢献」をテーマに、専門人材のスキルアップ、組織体制強化、各種活動内容の充実等に関するセッションやポスター発表を行い、多様な専門人材との協働によるリサーチ・アドミニストレーションシステム(URAシステム)の高度化を図り、大学等の重要な使命とされる“科学技術イノベーションへの貢献”を目指します。

なお、今回の大会でも助成財団センターとRA協議会の「共催セッション」が設けられておりますので、多くの助成財団関係者の参加を期待しています。

※RA協議会については、本誌85号を参照ください。

### 【参加登録・詳細】

RA協議会第2回年次大会ホームページ  
<http://www.rman.jp/meetings2016/>

## ステップアップ研修交流会

助成財団センターでは、かねてより助成事業に関する基本的な知識とノウハウの普及等を目的とした「定例研修懇談会」を毎月、週1回を基本に開催しておりますが、前年度の「定例研修懇談会」の受講者を対象に、助成事業の実務で直面している問題・課題などについて相互に共有し、意見交換等を行い、その解決/改善に役立てることを目的とした「ステップアップ研修交流会」を開催しています。

今回は、8月25日(木)に開催いたします。詳細はJFCサイトをご覧ください。

## 会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。皆様のご入会を随時お受けしています。詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口50,000円/年(年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合は、)  
個人会員 一口10,000円/年(当該年度の会費を半額と致します。)

### 主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
  2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
  3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
  4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
- など

## 編集後記

◆本号では、この春に内閣府公益認定等委員会の委員を退任された両宮孝子先生にそのご経験を踏まえた「助成財団の公益性」についてご寄稿いただきました。改めて私たちの事業の「公益性」を捉えなおすことができると思います。次号にも第2弾を掲載予定です。ご期待ください。

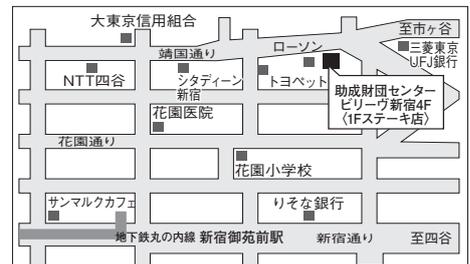
◆また、サントリー文化財団の伊木稔前専務理事と今井渉専務理事のお二方からご寄稿いただきました。サントリー文化財団、関西・大阪のフィランソロピーについてより立体的に知ることができました。

◆もう一つ、設立以来、テーマに「理想の追求」を掲げ、設定したキーワードに対する研究助成を行っているキャノン財団の近藤智常専務理事からも独自の取組みについてご寄稿いただきました。最近、助成事業の見直し相談が増えてきていますが、キャノン財団のテーマ設定は、とてもよいヒントになると思います。

◆この5月より当センターに新職員が入りました。安部三幸です。この3月まで皆さまにお世話になりました竹村の後任として、主に研修事業等を担当いたしますので、よろしくお願いたします。

◆毎年恒例の助成団体データベース調査を今年も7月に実施し、現在取りまとめ作業に入っております。ご協力いただきました皆さまには厚くお礼申し上げます。もしまだ回答をしていないという団体がございましたら、まだ間に合いますので、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(湯瀬秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

## JFC Views No.87 August 2016

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター  
発行日 2016年8月5日  
編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階  
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858  
URL <http://www.jfc.or.jp>  
E-mail [pref@jfc.or.jp](mailto:pref@jfc.or.jp)